

日之影町農業委員会 第3回総会

開催日時 : 令和2年9月24日(木) 午前9時開会

開催場所 : 役場 中央研修館

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

議事日程 : ① 議案第6号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第7号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第8号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第9号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 4番 山本英二委員、5番 米田正委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第6号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	竹林については、譲受人がいないとのことで、田畑を現金払いで売ったそうです。譲受人は、個人事業をされており、従業員50人ほどで栗の下刈り、手入れをしているそうです。電柱敷地もありますが、そこについても譲受人に入るようになったそうです。 以上です。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	場所はどこですか。
担当委員	国道218号線の下で、天翔大橋をくぐったところです。
委員	水利権の問題はどうなっているんですか。
事務局	水利権は除外されております。
委員	隣接の農地に対して影響は。
事務局	事務局で隣接農地の方には話しており、譲受人に対しても指導はしたところです。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第6号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長	次に、議案第7号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第7号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 現地については事務局と確認しております。 貸付人、借受人、いずれも〇〇在住で、貸付人は〇〇歳、借受人は〇〇歳、4人住まいで、畜産を営んでおり、栗、柚子等を栽培しております。 場所は〇〇集落内で借受人を自宅の下になり、米を植えておりました。賃貸期間は1年間ですが、解約の申し出が無い限りは自動的に期間が更新されるようです。 また、貸付人は農業者年金の経営移譲を受給しているため、貸付をしていないといけないという背景もあるようです。 以上で説明を終わります。 ご審議宜しくをお願いします。
議長	以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第7号は、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第8号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第8号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 譲受人は県外在住で55歳です。譲受人は自営業を営んでおり64歳です。譲受人は主に米を栽培しており、農地全てを売買で取得しております。使える農地については、栗を植えるとのことでした。 ご審議をお願いします。

議長	以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第8号は、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第9号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第9号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	隣の農地と登記名義人及び耕作者が逆になっており、本人たちも理由は分からないと のことです。 隣の農地に住宅建設の話しがあり、今回の申請に至ったようです。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第9号は、申請のとおり許可することに決定しました。 以上で、予定しておりました審議は全て終了しました。ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、第3回農業委員会総会を終了します。